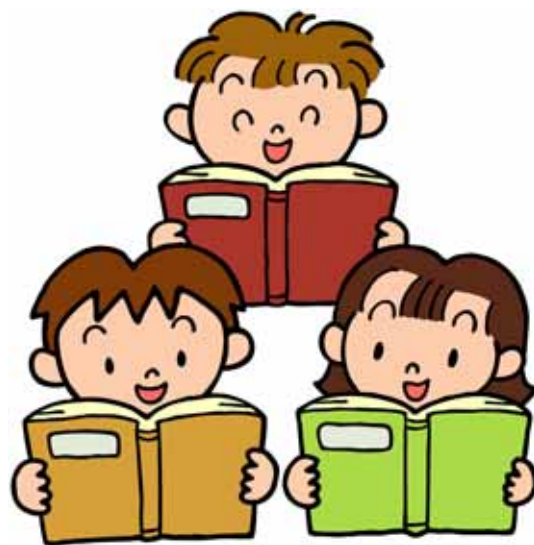


飯塚市子ども読書活動推進計画



飯 塚 市

平成22年10月

はじめに

子どもの読書活動は、子どもが多くの言葉を学び、想像力、思考力、表現力を養うとともに、書籍など資料を読み深めることによって、自ら学ぶ楽しさや知る喜びを味わい、自発的な学習態度を身につけるために欠くことのできないものです。

しかし、近年、子どもたちを取り巻く生活環境は携帯電話やインターネット等の情報メディアの発達・普及により、情報の入手方法は書籍などの活字によるものではなく、映像や画像など視覚情報に依存する傾向が強くなり、子どもの読書離れや活字離れが懸念されています。

そこで、子どもの読書活動を社会全体で支援するため、平成13年に公布・施行された「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づき、国や地方公共団体は子どもの読書活動の推進に取り組んでいるところです。

本市におきましても、子どもたちの豊かな心と生きる力を育てるため、行政・家庭・地域・学校が一体となって子どもの読書活動を推進し、また子どもの読書活動の意義や重要性を多くの市民にご理解いただくため、「飯塚市子ども読書推進計画」を策定いたしました。

今後は、この計画に基づき、本市のすべての子どもたちが、あらゆる機会と場所において、読書活動をおこなうことが出来るように、積極的に子どもの読書活動の推進に取り組んでまいります。

おわりに、「飯塚市子ども読書推進計画策定委員会」の委員をはじめ、本計画の策定に多大なるご尽力を賜りました多くの方々に厚くお礼申し上げます。

平成22年10月

飯塚市教育委員会

教育長 片 峯 誠

目 次

第1章 飯塚市子ども読書活動推進計画をつくるにあたって	1
1 国の動向と計画策定の意義	1
(1)国の動向	1
(2)「子ども読書活動推進計画」策定の意義	2
2 計画策定の基本的な考え方	2
(1)計画の位置づけと性格	2
(2)計画の3つの柱	3
(3)計画の期間	3
第2章 飯塚市の「子ども読書活動」の現状について～実態調査から～	4
1 飯塚市の未就学児の子ども読書活動について	4
(1)家庭・地域での現状について	4
(2)保育所・幼稚園等の現状について	4
(3)図書環境について	4
2 飯塚市の小・中学校児童・生徒の読書意識について	5
3 小・中学校の学校図書館の現状について	7
(1)小学校の学校図書館の現状について	7
(2)中学校の学校図書館の現状について	7
4 市立図書館の利用状況について(平成20年度図書館利用者統計から)	8
5 本市の子どもの読書環境に対する意識～図書館利用者の意識調査から～	9
6 飯塚市の事業実施状況について(子ども読書活動関連事業調査から)	11
第3章 子どもの読書活動の推進に向けて	13
基本方針 家庭・地域・保育所(園)・幼稚園・学校・図書館における子ども読書活動の推進	13
1 家庭・地域における読書活動の推進	13
(1)家庭・地域の役割	13
(2)今後の取り組み	13
2 保育所(園)・幼稚園における読書活動の推進	14
(1)保育所・幼稚園などの役割	14
(2)今後の取り組み	14

3	学校における読書活動の推進	14
	(1)学校(小・中学校)での役割	14
	(2)今後の取り組み	15
4	市立図書館における読書活動の推進	16
	(1)市立図書館の役割	16
	(2)今後の取り組み	16
5	飯塚市子ども読書活動推進計画の推進に向けて(実施体系)	19
	基本方針 市立図書館及び学校図書館、ボランティアの連携・協力	21
	基本方針 子ども読書活動に関する理解のための啓発	22
第4章 より良い計画推進のために		23
資料編		
	用語解説	24
	関連法令	27
	アンケート調査	30
	小・中学校児童・生徒調査	31
	子ども読書活動に関する調査(就学前)	36
	飯塚市子ども読書活動推進計画策定委員会規則	37
	飯塚市子ども読書活動推進計画策定委員会名簿	38
	飯塚市子ども読書活動推進計画策定の経緯	38



第1章 飯塚市「子ども読書活動推進計画」をつくるにあたって

1 国の動向と計画策定の意義

(1) 国の動向

平成13年12月に「子どもの読書活動の推進に関する法律」が公布・施行されました。この法律は子どもの読書活動の推進に関する基本理念^{※1}が定められ、国や地方公共団体の責務として子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、子どもの健やかな成長に資することや、そのために必要な財政上の措置等を講ずるよう努めることが明記されています。

(基本理念)^{※1}

第2条 子ども(おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。)の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

子どもの読書活動の推進に関する法律(平成13年12月12日法律第154号)

また、平成14年8月にはこの理念に基づき、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことが出来るよう、積極的に環境整備を推進するため、「子どもの読書活動推進に関する基本的な計画」(以下、「第一次基本計画」という。)が閣議決定され、平成14年度から概ね5年間にわたる施策等が示されました。また、国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、ユネスコで採択された「世界本の日」である4月23日を「子ども読書の日」と決めました。

第一次基本計画期間においては、学校における一斉読書活動の普及、公立図書館における児童への貸出冊数の増加など、子ども読書活動は進んでいるが、小学生、中学生、高校生と学年が上がるにつれ、不読者の割合が高まる傾向や、地域での取り組み状況に大きな差が見られるなどの課題が見受けられました。また平成16年と平成19年に公表された「OECD 生徒の学習到達度調査¹」により、わが国の子どもたちの読解力の向上が急務であることも明らかになっています。

その後、国は第一次基本計画の成果や課題を踏まえて、平成20年3月に「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(第二次)」を策定し、概ね5年間にわたる施策の基本的方針を明らかにしました。この間、「子どもの読書活動」に関連する法律^{※2}の制定や改正なども行われ、子ども読書に関する法整備が進められています。

<参考>^{※2} 関連する法律

平成17年 7月 文字・活字文化振興法の制定(平成17年7月29日法律第91号)

平成18年12月 教育基本法の全部改正(平成18年12月22日法律第120号)

平成19年 6月 学校教育法の一部改正(平成19年6月27日法律第96号)

(2) 「子ども読書活動推進計画」策定の意義

近年、我が国では、携帯電話・インターネットなど、様々な情報メディアの発達・普及、子どもたちを取り巻く生活環境の変化、さらには幼児期からの読書習慣の未形成などから、本に接する時間が少なくなり、子どもの「読書離れ・活字離れ」が進んでいます。

また、表現方法やコミュニケーションの手段が映像・画像に依存する傾向が強くなることによって、子どもたちは、自分の気持ちを言語化し、相手に意思を正しく伝える力や相手の気持ちを汲み取る力などの発達が低下していると言われています。

子どもの読書活動は、子どもが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにして、人生をより深く充実させ、「生きる力」を身につけていくうえできわめて重要なものです。読書することにより、子どもは今までとはまた異なる広い世界を知り、新たな発見や感動、自分なりの考えを持つということを経験していきます。そして、その体験によって、子どもは視野を広げ、柔軟かつ偏向のない自分の考えや判断力を培い、豊かな感情や心を育てていきます。

これらのことから本市では、子どもの読書活動の重要性に鑑み、「子どもの読書活動」の取り組み状況をもとに「飯塚市子ども読書活動推進計画」(平成22年10月)を策定し、家庭・学校・地域などで子どもがそれぞれの発達段階に応じた読書活動ができるよう、子どもの読書環境づくりを市民全体で進めるものです。

2 計画策定の基本的な考え方

(1) 計画の位置づけと性格

子どもの読書活動の推進は、単に施設を充実する、人を増やすといった観点ではなく、「子どもの読書環境」の充実・強化にむけ、子どもの成長段階に応じた目標を示し、長期的、計画的に取り組むことが必要です。「学校」や「図書館」あるいは「子育て支援部署」だけが単独で担うという認識ではなく、各部署が読書や子育てに関わるボランティアや地域活動とも連携し、「家庭」・「地域」・「学校等」の市全体的な子ども読書活動の充実・強化に取り組まなければなりません。この計画は、本市が「子どもの読書活動」を推進していくうえで基本となる考え方や方向性を示すものです。また、第1次飯塚市総合計画(平成19年9月)で示されている「就学前教育を含む教育環境の整備や充実」「地域の子どもは地域で守り育てていくという意識の形成と豊かな心を育む教育の推進」などの施策方針や、飯塚市次世代育成支援対策行動計画(後期計画)(平成22年3月)の「地域における子育て支援」や「子どもが健やかに育つ教育環境等の整備」などの基本目標にも沿って取り組みます。

(2) 計画の3つの柱

飯塚市では子ども読書活動推進のため、次の3つの基本方針を掲げ、取り組みます。

(3つの基本方針)

- 1 家庭・地域・保育所(園)・幼稚園・学校・図書館における子どもの読書活動の推進
- 2 市立図書館及び学校図書館、ボランティアとの連携・協力
- 3 子ども読書活動に関する理解のための啓発

子ども読書活動を推進していくうえで重要なことは子どもが読書を好きになることです。読書好きの子どもを育てるには、発達段階に応じた適切な本との出会いが不可欠であり、優良な本との出会いは子どもたちの読書意欲を湧かせます。子どもが「いつでも」「どこでも」本に接することができ、子どもに本を手渡す人がいる環境や、子どもが自主的に読書活動に取り組むことができるよう、あらゆる場所においても読書環境の整備に努めます。

(3) 計画の期間

「飯塚市子ども読書活動推進計画」の期間は平成23年度から5年間の基本方向を示すものです。市内における取り組み・事業内容については、子どもの読書をめぐる状況を踏まえて、必要に応じて見直していきます。

平成	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	31年	32年
推進 計画	推進計画実施(5年間)									
	(見直し)					次期推進計画実施				

第2章 飯塚市の「子ども読書活動」の現状について

～実態調査から～

1 飯塚市の未就学児の子ども読書活動について

(1) 家庭・地域での現状について

飯塚市では平成20年8月から4ヵ月児検診の場を利用して、赤ちゃんとその保護者に本を読む楽しさや本を通して親子でふれあうきっかけづくりのために本を手渡す「ブックスタート²」を行っています。平成22年3月までに、これまで1,904人(95.5%【対象者1,994人】)の赤ちゃんとその保護者に絵本を手渡してきました。これは飯塚市立図書館とブックスタートボランティア、また保健センターの協力により実施しています。本を受取った保護者からは「4ヵ月の赤ちゃんが絵本を見ることに驚いた」「市報を見て、楽しみにしていた」などの声が聞かれています。最近では、図書館利用者の中に幼児を連れ、ブックスタートで本と一緒に渡したバックを持った来館者の姿が見受けられるようになり、ブックスタートの目的が徐々に広がっているようです。

市内5ヵ所にある子育て中の家庭を支援する施設「子育て支援センター」では、全ての施設で絵本や紙芝居などの読み聞かせ³が行われています。一部では読み聞かせなどのボランティアの参加もみられ、3ヵ所では保護者への絵本の貸出しを行っています。絵本の蔵書数が100冊未満の施設が2ヵ所ありますが併設している保育所の図書を活用したり、市立図書館の特別貸出⁴を利用するなど絵本を使った子育て支援を実施しています。子育て支援センターには親子で来所されることが多いため、保護者に絵本の大切さを伝える機会も多いと思われます。

(2) 保育所・幼稚園等の現状について

就学前の子どもの読書環境についての様子を把握するため、市立幼稚園(3園)及び市立保育所(12ヵ所)での子ども読書活動について調査を行いました。

市立幼稚園では絵本や紙芝居などの読み聞かせが毎日行われています。また、全ての幼稚園で保護者に対する絵本の貸出しも行っています。絵本の貸出し時に、絵本を読んだときの子どもの様子を記録する「絵本ノート」にコメントを書き入れ、保護者とのコミュニケーションを図る工夫や、おたよりなどで絵本の紹介などの取り組みを行っているところもあります。また、保護者やボランティアが幼稚園での読み聞かせに参加している幼稚園もありました。

市立保育所でも、幼稚園と同じように絵本などの読み聞かせは毎日行われています。保護者に対する絵本の貸出しは10ヵ所で行われており、保育所によって名称などは異なりますが、「ほのぼのカード」など子どものつづやきや感想を保護者に記入してもらうなど、幼稚園と同様に保護者とのコミュニケーションを図りながら、家庭での読書活動を推進する取り組みが見られます。また、月に1回、保護者も参加する「絵本の広場」を開催し、お話し会などを通して絵本の大切さを保護者に伝えている保育所が4ヵ所、読み聞かせボランティアが参加している保育所も3ヵ所ありました。

(3) 図書環境について

市立幼稚園・保育所・子育て支援センター(全20ヵ所)では、絵本などの読み聞かせが毎日行わ

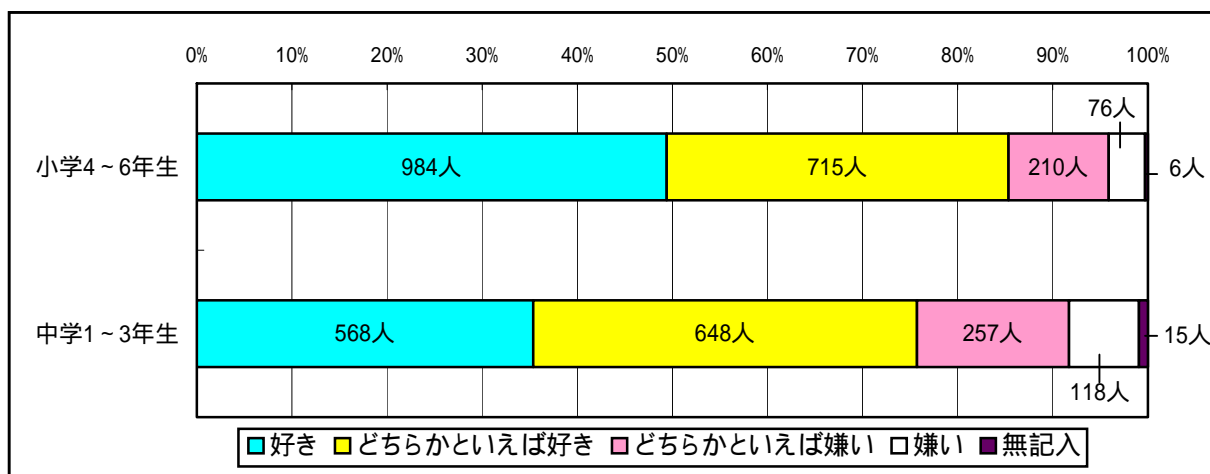
れ、絵本の大切さを伝える取組みが行われています。各施設での絵本の蔵書数については、1000冊以上の施設が5ヵ所、500冊以上が6ヵ所、500冊未満が9ヵ所となっています。子育て支援センターの蔵書数については500冊以上の施設はありませんが、併設している保育所の図書を活用するなどしています。また、飯塚市立図書館からの特別貸出を10施設が利用していますが、保護者や子どもが自由に絵本を選ぶには、蔵書が少ない施設もありました。

2 飯塚市の小・中学校児童・生徒の読書意識について

小・中学校児童・生徒の読書の様子を把握するため、飯塚市では平成20年12月に市立小学校22校中10校(対象児童数4年生～6年生の1,991人)、同中学校12校中6校(全学年対象1,606人)の読書調査を実施しました。

その中で「本を読むのが好き」もしくは「どちらかという好き」と答えた小学生が85.3%、中学生は75.7%となり、平均しても80%以上と高い値を示しています。

【質問】あなたは、本を読むのは好きですか。

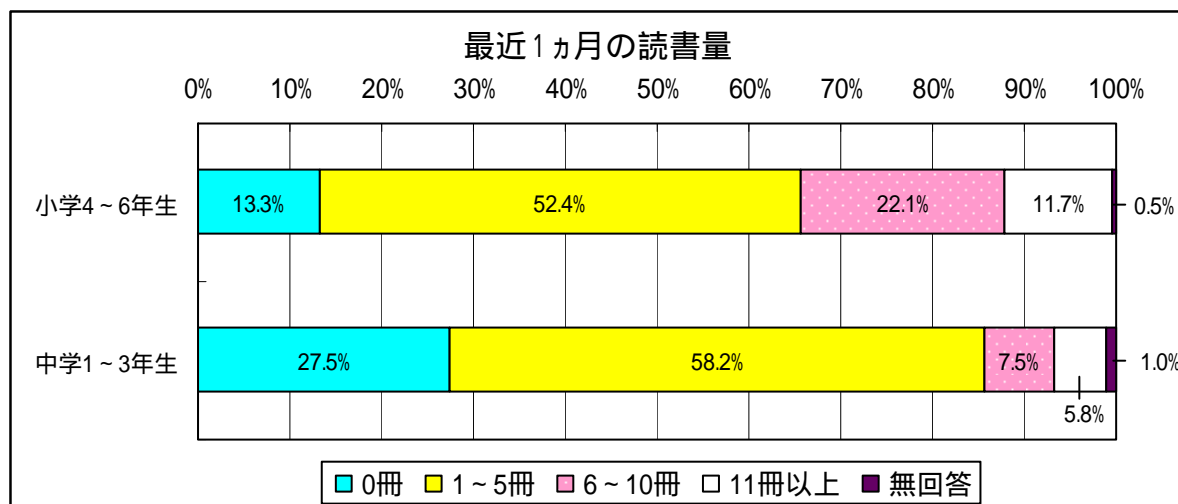


また、「あなたは最近1ヵ月に家庭で何冊の本を読みましたか。」という質問には、小学生で「1～5冊」が52.4%、次に「6～10冊」が22%、「11冊以上」も12%となっています。しかし、「0冊」が13.3%あり、本を「読まない」小学生もいることがうかがえます。

中学生の傾向は「1～5冊」が58.2%と小学生より増えていますが、「6～10冊」「11冊以上」が減少し、一方「0冊」は27.5%と小学生より倍加しています。中学生になると読書量の減や本を読まない中学生の増加傾向がうかがえます。

毎年、実施されている学校読書調査⁵(2008年6月)の全国値と比較すると、市内児童・生徒の1ヵ月の平均読書冊数は、小学生が5.3冊(全国値11.4冊)、中学生で3.6冊(同3.9冊)となり、学年(学種)が上がるにつれて減少する傾向にあり、全国の状況とほぼ同じです。ただ、中学生の読書量は全国比でやや下回る程度ですが、小学生では1/2以下と極端に少なくなっています。また、「小・中学校児童・生徒調査」でみる市内児童・生徒の不読者の割合でも、小学生で13.3%(全国値5.0%)、中学生27.5%(同14.7%)となり、小・中学生ともに全国平均のほぼ2倍になっています。

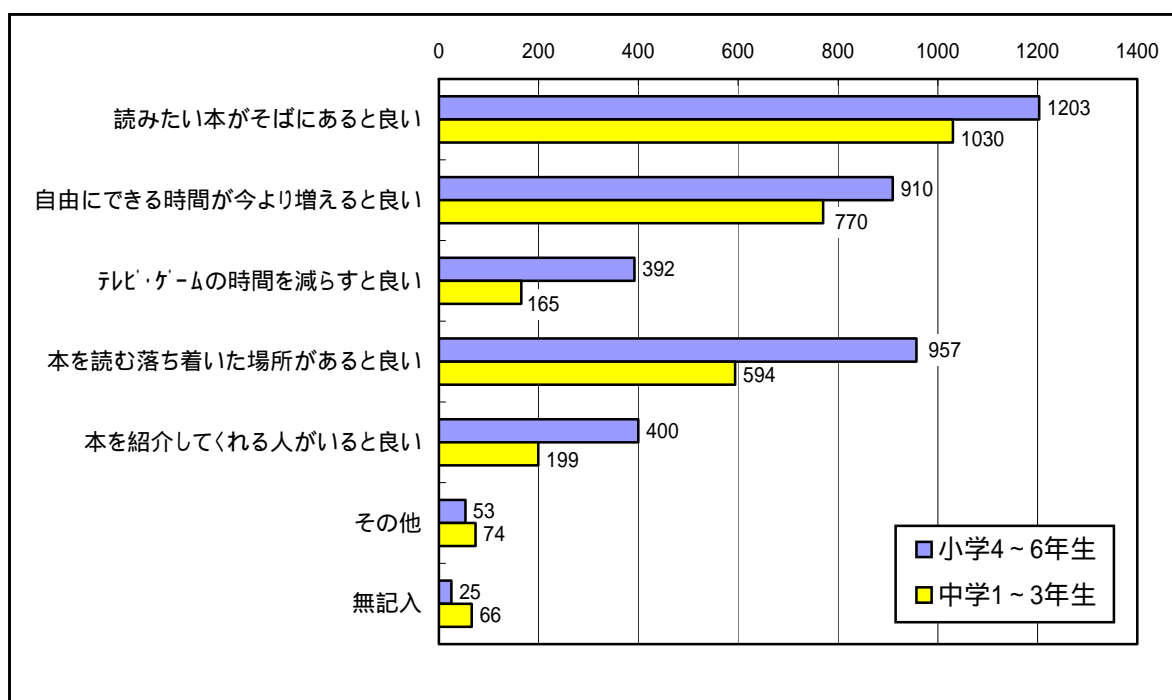
【質問】あなたが最近1ヵ月に家庭で何冊の本を読みましたか。



「あなたは、どうすれば今までより、たくさん本が読めるようになりますか。」という問いでは、小学生は「読みたい本がそばにあると良い」が最も多く、次に「本を読む落ち着いた場所があると良い」、「自由にできる時間が今より増えると良い」、「本を紹介してくれる人がいると良い」など家庭・学校・地域での読書環境の充実を期待する傾向が強いです。また、「テレビ・ゲームの時間を減らすと良い」と考える小学生もいるようです。

中学生でも「読みたい本がそばにあると良い」が最も多い、小学生と同様の結果ですが、「自由時間が今より増えると良い」が2番目に多く、読書に限らず自由に好きなことができる時間的な余裕が少ないと考えている中学生が多いと思われます。

【質問】あなたは、どうすれば今までより、たくさん本が読めるようになりますか。(複数回答)



3 小・中学校の学校図書館の現状について

学校図書館の現状を把握するため、平成20年12月にすべての市立小学校(22校)と中学校(12校)の図書館調査を実施しました。

(1) 小学校の学校図書館の現状について

全ての市立小学校の学校図書館は毎日開館しています。また全ての学校に学校図書司書補助員⁶が配置されています。図書館活動としては、全ての小学校で図書館だよりを発行しており、ほとんどの小学校で図書資料の紹介も行っています。

小学校で実施されている読書活動としては、頻度は異なりますが全ての小学校で一斉読書を行っており、学校図書司書補助員や教員、もしくはPTAやボランティアによる、「読み聞かせ」や「ブックトーク⁷」が行われています。また読書週間⁸・子どもの読書の日⁹にちなんだ読書啓発や、図書館まつり、図書委員会活動、朝の読書時間など、子どもの読書活動が行われています。

また、学校図書館の利用等の計画指導や、教師の推薦図書の紹介、資料教材の活用、公立図書館の利用等の計画指導、独自の課題図書リスト作成による読書指導が行われています。

学校図書館の資料の整備状況については、文部科学省が行った平成20年度「学校図書館の現状に関する調査」によると、市立小学校のうち学校図書館図書標準¹⁰の達成率(各学校における学校図書館図書基準に基づく蔵書冊数の達成割合)を充たしている学校は5校(22.7%)で、全国平均の45.2%、福岡県平均の50.2%と比べると低い状況にあります。また、実際の学校図書館について視察を行ったところ、子どもたちの興味を引くように本の展示等に工夫がされているところがある一方で、古くなったり傷んだりして利用されていないと思われる本も多く含まれている状況が見受けられました。

【小学校図書館調査による主な活動】

図書館だより(月刊12校、不定期6校、学期刊2校、旬刊1校、定例月1校)

図書館資料紹介(随時10校、定期的10校、未実施2校)

読み聞かせ・ブックトーク(実施21校、未実施1校)(21年から全校実施)

担当者(図書司書補助員14校、教職員8校、図書委員4校、ボランティア7校、保護者・PTA3校)

【複数回答】

一斉読書活動(実施22校)

回数(毎日13校、週1回6校、週2・週3・週4が各1校)

学校図書館の地域開放(3校)

(2) 中学校の学校図書館の現状について

中学校でも同様に、全ての市立中学校が毎日図書館を開館しています。しかし、小学校に比べると終日開館の学校の割合が減り、開館時間で利用環境が悪くなっているようです。また全ての中

学校にも学校図書司書補助員が配置されています。図書館活動としては図書館だよりの発行、図書資料の紹介が全校で行われています。

学校図書館の読書活動としては「全校」、「特定の学年」の違いはありますが、一斉読書活動は全ての中学校で行われています。また、朝の読書時間や、子どもの読書日にちなんだ読書啓発や、図書館まつり、文化祭での図書紹介などの取り組みがありますが、教師・ボランティア等による読み聞かせについては4校のみの実施と小学校に比べて少なくなっています。

小学校同様、学校図書館の利用等の計画指導や教師の推薦図書の紹介、資料教材の活用、公立図書館の利用等の計画指導、独自の課題図書リスト作成による読書指導が行われています。

学校図書館の資料の整備状況については、文部科学省が行なった平成20年度「学校図書館の現状に関する調査」によると、市立中学校のうち学校図書館図書標準の達成率を充たしている学校はわずか1校(8.3%)で、全国平均が39.4%、福岡県平均が50.9%と中学校において低い状況が伺えます。

【中学校図書館調査による主な活動】

図書館だより(月刊6校、学期刊3校、2か月毎2校、旬刊1校)

図書館資料紹介(随時8校、定期的4校)

読み聞かせ・ブックトーク(実施4校、未実施8校)

担当者(図書司書補助員3校、ボランティア1校、保護者・PTA1校)【複数回答】

一斉読書活動(全校一斉で実施10校、特定の学年で実施2校)

回数(毎日11校、年3回1校)

学校図書館の地域開放(0校)

4 市立図書館の利用状況について(平成20年度図書館利用者統計から)

市立図書館の利用状況を見てみますと、年齢別登録者数では、18歳以上の大人も含めた全体の35,354人からみると、小学生にあたる「7～12歳」が10.2%、次に中学生にあたる「13～15歳」が6.2%、高校生にあたる「16～18歳」が5.5%、「6歳以下」が2.6%の順となり、全体に占める子どもの登録者数は24.5%となります。

しかし、1年間に実際に本を借りた利用者数、貸出冊数では、小学生にあたる「7～12歳」が10%程度、次が「6歳以下」となり5%程度、次に中学生となり「13～15歳」で2%程度、「16～18歳」が1%台となり、全体では20%程度となっています。また利用者数、貸出冊数では中学生、高校生の利用が激減し、年齢層が上がるにつれ、図書館離れが顕著に現れています。

ただ、「6歳以下」の利用状況については保護者自身が読む本を幼児の利用者カードで借りる場合、また幼児が読む本を保護者の利用者カードで借りる場合もあることから、実際の利用者数、貸出冊数を正確に示しているとは言い切れません。

【平成20年度図書館利用者統計より】

区分	全体(人)					合計
	うち0～6歳	うち7～12歳	うち13～15歳	うち16～18歳		
登録者数	35,354 (100%)	929 (2.6%)	3,590 (10.2%)	2,192 (6.2%)	1,959 (5.5%)	8,670 (24.5%)
利用者数	168,234 (100%)	7,038 (4.2%)	16,404 (9.8%)	3,783 (2.2%)	3,150 (1.9%)	30,375 (18.1%)
貸出冊数	689,080 (100%)	36,898 (5.4%)	79,088 (11.5%)	14,479 (2.1%)	10,749 (1.6%)	141,214 (20.5%)

5 本市の子どもの読書環境に対する意識 ～ 図書館利用者の意識調査から～

平成21年4月から約1ヵ月間、図書館利用者に対する「読書に関する調査」を行いました。回答者の97.1% (1,571人)が20歳以上であり、ほぼ、成人の意識を反映したものといたします。ただし、対象が図書館利用者であることから読書に関する意識は高いと思われ、この調査結果を「一般市民」の意識として捉えることはできませんが、以下のような回答・意見をいただきました。

「読み聞かせ」等をしてもらった経験の有無について

「時々あった」が48.0%と最も多く、「たくさんあった」の22.2%と回答者のほとんどが、「子どもの頃に本を読んでもらったり、昔話をしてもらった」経験をもっています。

家庭での「読み聞かせ」について

ア. 家庭で読み聞かせを「している(又は、していた)」が70.1%と家庭で本を読んであげている(あげていた)家庭が多いことがわかりました。これは、回答者の70%が「子どもの頃に本を読んでもらったり、昔話をしてもらった」経験があることからくる結果ではないかと推察されます。

イ. 「読み聞かせ」に使う本の入手方法は、複数回答で「市立図書館(選択比率53.2%)」、「書店(購入)(同24.8%)」、「公民館・児童センター(館)等の図書コーナー(同8.0%)」、「自分や知人等の本(同5.1%)」を利用しており、図書館ほか公共施設を利用する傾向にあるといえます。

子どもの読書活動に対する意識(姿勢)

ア. 子どもが読書をすることは「とても大切だと思う」が85.8%、「まあ大切だと思う」を含めると94.3%の人が肯定的であり、「大切とは思わない」と答えた人はありませんでした。

イ. また、複数回答で「子どもたちが、今以上に本や絵本に親しむ」ためには、「読み聞かせ(選択比率33.5%)」、「家族で図書館や書店に行く(同16.0%)」、「家庭で大人が率先して本を読む(同14.6%)」など家庭での積極的な対応が必要との意見が多く、また、学校・図書館・地域での読書環境の整備に関する回答も26.8%あり、行政としても考慮すべき結果といえます。

ウ. 一方、図書館などのお話し会に「参加したことがある」は26.5%にとどまり、「参加したことがない」の63.9%を大きく下回っています。

自由記述・その他の意見

ア. 読書活動については、積極的・肯定的な考え方や経験談等が殆んどで、図書館利用者が対

象の調査であることを反映しています。

- イ. 親から子への「読み聞かせ」に限らず、孫へ、又は子から高齢の親へと世代を越えた「読み聞かせ」のあり方も示唆されています。
- ウ. 2人目以降の子どもに1人目と同じように「読み聞かせ」を持続することの難しさや、仕事で時間がないこと、(本と)子どもとの相性など、家庭で「読み聞かせ」を続けることの難しさについて考えさせられる意見もみられます。
- エ. また、子どもの読書に関して、子どもの個性や感性を大事にしていく考えも示され、「子どもの読書活動」の推進に際し、留意しなければならない意見だと考えられます。



6 飯塚市の事業実施状況について(子ども読書活動関連事業調査から)

平成21年度の飯塚市における事業実施状況について、市内公立の小・中学校、保育所、幼稚園、子育て支援センター、児童センター(館)、保健センター、市立図書館から回答を得ています。事業名称に差異はありますが、すべての施設で何らかの事業が実施されています。

【飯塚市の事業実施状況】

実施事業	主な開催場所
市内公立小学校(22校)・中学校(12校)	
読み聞かせ	市内各小中学校(24校)
ブックトーク	" (5校)
子どもの読書の日(読書週間)関連事業	" (10校)
図書館見学	" (13校)
図書館(読書)まつり	" (3校)
一斉読書の時間	" (全校)
図書館だより	" (全校)
本の紹介等に係る催し	" (6校)
新生児オリエンテーション	" (2校)
保健センター	
ブックスタート支援	市内2カ所の4ヵ月検診会場(庄内・穂波)
市内公立保育所(12保育所)	
お話し会・読み聞かせ	全保育所
図書館見学	1保育所
保護者への絵本の貸出	10保育所
絵本だより	1保育所
市立幼稚園(3カ所)	
お話し会・読み聞かせ	全幼稚園
保護者への絵本の貸出	全幼稚園
おたより	1幼稚園
子育て支援センター(5カ所)	
お話し会・読み聞かせ	全センター
保護者への絵本の貸出	3センター
児童センター(館)(21カ所)	
読み聞かせ	全施設

公立図書館(5館)	
お話し会	全図書館
ブックスタート	市内2カ所の4ヵ月検診会場(庄内・穂波)
子育て支援講座	全図書館
子どもの読書の日(読書週間)関連事業	〃
・子ども読書クイズ大会	〃
・読書スタンプラリー 〃	〃
図書館まつり・読書まつり・クリスマス会	〃
布の絵本・おもちゃ製作講座	〃
工作教室	〃
上映(映写)会	〃
小中学校への団体貸出・特別貸出	〃 (団体貸出は飯塚館のみ)
一日図書館職員体験学習	飯塚・ちくほ・庄内・穂波図書館



第3章 子どもの読書活動の推進に向けて

【基本方針】 家庭・地域・保育所(園)・幼稚園・学校・図書館における 子どもの読書活動の推進

1 家庭・地域における読書活動の推進

(1) 家庭・地域などの役割

多くの家庭では核家族化が進み、親の子育てに対する考え方も多様で、子どものおかれている家庭環境は様々です。完全学校週5日制となっても、子どもたちは習い事や塾、ゲーム等の遊びなどに費やす時間が多く、親が子どもとともに過ごす時間も少なくなり、家庭でゆっくりと読書を楽しむ時間は減っていると言われていますが、家庭では子どもが本に親しむ機会をつくり、成長段階に合わせた本を楽しみ、読書する子どもを温かく見守ることが大切です。大人が子どもと一緒に読書することを通して、読書に対する興味や関心を引き出すように子どもに働きかけることが、家庭の極めて重要な役割です。

とくに乳幼児は自分の耳で周りの音や人の声を聴き、言葉を覚え、話をし、豊かな感性と個性を育てていきます。その時期から、家庭で読書の楽しさを味わった子どもたちは、お話の楽しさを味わうために自らすすんで読書をするようになるといいます。

(2) 今後の取り組み

ブックスタート事業の充実

本市では、平成20年8月から4ヵ月児健診の場を活用し、絵本を贈る「ブックスタート」を実施し、図書館司書やボランティアが赤ちゃんと本を開く時間の楽しさや大切さについてアドバイスを添えて本を手渡しています。今後もブックスタートを継続し、また本を手渡すボランティアの養成にも努めます。併せて、市民へのブックスタートの周知を行い、市全体としてブックスタートへの関心を高めていきます。

お話し会・読み聞かせ事業の充実

各地域においては、子育て支援センターや児童センター(館)などにおいて、親子で参加できる「お話し会」「読み聞かせ」が定例的に開催されています。今後もこれを継続し、早い時期から本に対する興味や関心を引き出すよう事業の充実に取り組みます。

家庭への子ども読書活動の啓発

子ども読書の大切さを啓発し、保護者への読書相談や、絵本の紹介や貸し出しを行うなど、家庭においても読み聞かせが継続的に行われるよう働きかけていきます。

2 保育所(園)・幼稚園における読書活動の推進

(1) 保育所・幼稚園などの役割

保育所や幼稚園などでの読書活動については、「保育所保育指針」及び「幼稚園教育要領」の中で幼児期の読書活動の大切さが指摘されています。

幼児期はたくさんの言葉を覚える時期であり、この時期に絵本に何回となく触れ、絵本の読み聞かせを楽しむことで、豊かな想像力が育まれます。そのため、保育所・幼稚園での絵本の読み聞かせはもとより、家庭との連携で保護者へ絵本の大切さや楽しさを伝え、親子のコミュニケーションや共感を深める機会として、読み聞かせを推進していくことが保育所・幼稚園の重要な役割となります。

(2) 今後の取り組み

お話し会・読み聞かせの充実

すべての保育所で行っている「お話し会」「読み聞かせ」を今後も推進し、子どもたちに絵本の楽しさを伝えていきます。また、保護者には「絵本の貸出」や「絵本・児童書の紹介」などを通じて、家庭での読み聞かせの普及を推進します。

絵本・読書スペースの充実

絵本の貸出のため、絵本の充実や親子で楽しめる図書スペースの確保に努めます。また、読み聞かせの技術や保護者からの読書相談に対応できるよう保育士、幼稚園教諭の研修など、スキルアップに取り組みます。

保護者への子ども読書活動の啓発

保育所や幼稚園での取り組みと併せて、保護者へ「子ども読書活動」の重要性について周知を行い、家庭や親子で読書を楽しむ機会が増えるよう啓発していきます。

お話し会への保護者の参加・ボランティアとの連携・協力

絵本の読み聞かせや読み語りをする者が、大好きな人であればあるほど、子どもの心に響くものです。子どもと一緒に読み聞かせを体験することは、保護者にとって読み聞かせの技術を習得する機会にもなるため、保護者の積極的なお話し会等への参加を呼びかけます。また、子どもたちの心をひきつけ、絵本の楽しさを伝えていくために、さまざまな手法で読み聞かせやお話し会を行っているボランティアと連携・協力し読書活動を推進します。

3 学校における読書活動の推進

(1) 学校(小学校・中学校)での役割

学校は子どもたちにとって一日の半分以上を過ごす、きわめて意味深い時間と空間です。子どもの発達段階に応じて、その時期にこそ楽しむことのできる図書資料を用意し、十分に読み味わう活動に導くよう、読書指導、学校図書館の運営が必要です。それを支える専門的知識をもった人材を配置し、子どもたちの読書活動への関心を高めていくことが学校の役割です。

(2) 今後の取り組み

読書活動の推進

現在、全校で実施している一斉読書活動を今後も継続し、子どもたちに本を読む機会を与え、読書の楽しさを伝えていきます。また、読み聞かせやブックトークなど読書関連事業の実施や、図書館だよりや本の紹介などを行い、学校図書館利用の計画的指導を行っていきます。

学校図書館の整備・充実

平成 20 年度、市内小・中学校において「学校図書標準」を充たしている学校は、先述の「学校図書館の現状に関する調査」によると、小学校は 5 校、中学校でも 1 校だけです。また、現在各学校の蔵書を見ると、非常に古い物、傷んだ物も多く含んでおり、子どもの豊かな読書経験の機会を充実させていくためには、子どもの知的活動を増進し、多様な興味・関心に応える魅力的な図書を整備・充実させていくことが必要です。学校図書館においては、子どもが自由に読書活動を楽しみ、創造力を培い、学習に対する興味・関心等と呼び起こせるよう、図書資料を充実させ、書架の配置にも工夫を凝らし、年齢にあった本の紹介など、子どもが本を選びやすい図書館環境の整備も行っていきます。

また各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間等においても多様な教育活動を展開していくため、現在、実施されている市立図書館の学校への団体貸出¹²、特別貸出、県立図書館の「学校貸出図書セット¹³」の利用を推進し、資料の充実を図ります。

図書館運営の向上と図書館担当職員の人材育成

学校図書館の運営にあたっては司書教諭や学校図書司書補助員が中心となり運営しています。

司書教諭や学校図書司書補助員が、学校図書館資料の選択・収集・提供や「子どもの読書活動」に対する指導を行うため、十分な役割が果たせるように校長のリーダーシップのもと、教職員間の協力体制を確立するなどの工夫が必要です。また、学校図書司書補助員の配置を推進・継続し、司書の研修を行い、人材育成に取り組みます。

情報化の推進

平成 20 年度において貸出・返却を電算処理している学校図書館は、「学校図書館調査」によると、小学校 1 校、中学校 2 校です。21 年度に新たに小学校 1 校が電算処理を始めましたが、各学校単独で取り組んでいるものであり、市内全体では貸出システムの電算化や蔵書のデータベース化は殆んど進んでいないといえます。

今後は、子どもたちが読みたいと思う本や各種資料の検索ができるよう自校の学校図書館資料のデータベース化や、調べ学習¹⁴や市立図書館への蔵書情報にアクセス出来るインターネット端末を配置するなどの環境整備が今後の課題です。

保護者、ボランティアとの連携・協力

平成 20 年度において読書活動の推進にあたりボランティア等の協力を得ている学校は、「学校図書館調査」によると、保護者・PTA によるものを含め「読み聞かせ・ブックトーク」で、小学校 10 校、中学校 2 校です。しかし、同調査の「読書活動」の内容に関する設問(複数選択)では、「ボランティア等による読み聞かせ」が小学校で 19 校となり、これは通常、教諭等が行っている読書活動に、一部

でボランティアの協力・参加があったものを含んでいると考えられます。

学校と保護者、図書館ボランティアと連携し、また中央公民館の“いっぴか生涯学習ボランティアネットワーク事業¹⁵”など、さまざまな人材の参加を求め、読み聞かせ、ブックトーク、ストーリーテリング¹⁶など子どもの本への興味を引き出すような工夫や、学校図書館に関する広報活動等を充実させていく必要があります。

市立図書館との連携

平成 20 年度において市立図書館との連携(図書館資料の団体貸出)を利用している学校は、市立図書館の集計によると、延 32 校で、うち小学校が 30 校、中学校が 2 校となっています。ただ、学期ごとの利用状況を見ると同じ学校の繰り返し利用であり、実利用学校は小学校で半数の 11 校、中学校は 1 校となり、利用校の拡大が課題といえます。学校図書館の図書整備が十分でない現状では、今後とも市立図書館との連携、団体貸出・特別貸出の活用、情報交換が必要といえます。

4 市立図書館における読書活動の推進

(1) 市立図書館の役割

市立図書館は子どもに限らず、すべての市民に必要な資料、情報を保管し、提供する施設です。市立図書館は学校図書館とともに、子どもにとって読書に関する最も身近な施設であり、地域の情報拠点として「子どもの読書」推進の中核的な役割を担っています。市立図書館のもつ、その豊富な資料と図書館司書のレファレンスサービス¹⁷の機能を活かし、学校図書館や保育所・幼稚園など、その他さまざまな施設をサポートする役割を担っています。

(2) 今後の取り組み

資料・施設の充実

市立図書館では、図書館司書が各分野において、なるべく子どもの年代や、読書経験に応じた本の収集・整備に努めるとともに、長年にわたり子どもたちに親しまれてきた本や、幅広い分野において子どもの興味・関心に応える本、調べ学習に役立つ本などの収集・整備に努めています。特に児童サービスの専門知識を持つ司書が選書¹⁸に携わり、常に豊富な資料、情報を維持・提供していくことが重要になってきます。

また、館内における子どもの専用空間や専用コーナーの確保、子どもが見て分かりやすい掲示など工夫に努めていますが、同一フロア内に一般の利用者もあることから、子どもの声を気にする方も多く、保護者が乳幼児と一緒にでも気がねなく、利用しやすい環境の整備が必要です。

情報化の推進

図書館の蔵書情報については、市内の図書館全ての蔵書情報が検索でき、システムの操作方法は、子どもでも見たい本がすぐに探せるよう簡単になっています。検索システムを活用し、子どもたちが自分で本を探す楽しさを覚え、読書意欲の増加につながるよう図ります。

今後は、読書活動や調べ学習のサポートの一環として、インターネット用パソコンの配置のほか、子ども向け百科辞典ソフトなどの導入を検討します。

年齢に応じた資料の提供サービスの充実

子どもの年代(乳児、幼児、少年)に留意し、乳幼児とその保護者を対象とした「絵本コーナー」や「お話し会」など、小学生の興味や好奇心に応える「読み物や書架配列、各種コーナー」、中学生や高校生の興味・関心に合った「ティーンズ(ヤングアダルト¹⁹)コーナー」を設置しています。今後は子どもや保護者に対して、年齢に応じた資料を提供するとともに、特に未読率の高い中・高生に対しても、本や読書に関する案内や助言を積極的に行い、インターネットも活用しながら地域の読書活動に関する情報提供を行う必要があります。

図書館での各種行事の充実

市立図書館では、従来から子どもを対象とする各種事業(行事)を展開しており、「子どもの読書活動」推進については実績があります。ブックスタート・子育て支援講座(乳幼児と保護者対象)、お話し会・簡単工作教室・図書館まつり(幼児・小学校低学年対象)、一日図書館職員体験学習(小学3年生対象)、子ども読書クイズ大会(小・中学生対象)、布の絵本(布のおもちゃ)制作講座など、事業内容や対象者も多種多様で、「ブックスタート」や「お話し会」などでは多くのボランティアが活躍しています。

今後の課題としては、ボランティアの参加拡大や催物の工夫、事業の周知・広報活動による参加者増などがあげられ、継続した子どもの読書活動の推進につながるよう取り組みます。

特別な支援を必要とする子どもの読書活動の支援

特別な支援を必要とする子どもを対象とした読書環境の取り組みについては、あまり進んでいません。子どもが置かれている状況に応じた読書活動の工夫等について、市立図書館と市内特別支援学級などとの連携によりそのノウハウを蓄積し、特別な支援を必要とする子どもへのサービスの充実を図ります。

また、点字資料、拡大図書、録音資料等、病状や身体の状況に応じた資料の収集・提供に取り組みます。

学校との連携・支援

学校との連携では、従来から、学校図書館の資料を補完することを目的とした「団体貸出」、調べ学習等の教材提供・補完を目的とした「特別貸出」のほか、学校行事のため「お話し会備品」の特別貸出などを実施するとともに、学校教育の一環で実施される図書館見学や職場体験・インターンシップ²⁰など校外学習についても積極的に受け入れ、子どもの図書館利用の促進に取り組んでいます。併せて、学校図書館司書部会や校長会での説明・協力依頼等を行い、すべての小・中学校へ、市立図書館の学校連携事業の利用・参加促進を図っています。

今後は、市立図書館と学校の間で、読書指導計画等について情報を共有し、資料の団体貸出・特別貸出やレファレンスサービス、資料選択をはじめとする学校図書館運営への助言等の体制づくりに取り組み、学校の期待に応えるよう努めます。そのためには、司書教諭・学校図書司書補助員等との定期的な連絡協議の機会を持つことが必要です。また、学校での読書活動や学校図書館の活動に役立つ情報の発信に努めるとともに、学校図書司書補助員をはじめ学校の希望を取り入れ、従来から実施している「団体貸出」、「特別貸出」の利用拡大にむけ専用資料の充実を図ります。

外国語を母語とする子ども、帰国児童生徒の読書活動の支援

外国語を母語²¹とする子ども、帰国児童・生徒の読書活動を支援するため環境整備が必要です。すべての子どもたちに読書活動を推進するため、地域の実情に応じ、外国語資料の収集・提供、外国語による「読み聞かせ」など、読書機会を提供することが必要となってきます。また、市立図書館のサービスについて、関係機関を通じて情報提供していくことも大切であり、市立図書館として積極的な情報収集と情報提供に取り組みます。

専門的人材の育成・配置

市立図書館の司書は、様々な研修を受け、スキルアップに努めています。子ども読書推進には児童・青少年対象の資料や子どもの読書活動に精通した、経験豊富な職員を育成・配置することが必要です。今後は、図書館司書においても子ども読書に精通した専門的人材の育成に取り組み、また、同様に学校図書館の司書教諭、ボランティア等の育成にも支援や情報提供を行います。

ボランティアとの連携・支援

現在、図書館が行っているブックスタートやお話し会は、図書館ボランティアの協力により成り立っています。市内の各図書館でボランティア団体が活動しており、定期的に活動が行われています。今後はボランティアの研修会や交流会を行い、それぞれのスキルアップを支援していきます。また広報等を行い、新規のボランティア登録者の増加にも取り組みます。

5 飯塚市子ども読書活動推進計画の推進に向けて（実施体系）

飯塚市では、以下の目標をもって、子ども読書活動を推進していきます。

番号	項目 (内容)	実施区分	行政の担当・主管課							ボランティアとの 連携協力状況	
			児童センター(館)	児童育成課	支援センター	保育課 子育て	保健センター	健康増進課	教育総務課		学校教育課
1 家庭・地域における読書活動の推進											
1	ブックスタート事業の充実(乳幼児健診時の場の活用・ボランティアの養成)	継続									
2	市民へのブックスタートの周知 (市報・ホームページによる広報)	拡充									
3	お話し会・読み聞かせ事業の充実 (各施設での実施、スペースの確保)	拡充									
4	読書相談、絵本の紹介・貸出の充実(家庭での読み聞かせ普及のための資料提供)	拡充									
5	家庭への子ども読書活動の啓発 (子ども読書の重要性を周知)	新規									
2 保育所(園)・幼稚園における読書活動の推進											
6	お話し会・読み聞かせの充実 (各施設で実施、スペースの確保)	継続									
7	保護者への絵本の貸出・紹介(家庭での読み聞かせ普及のための資料提供)	拡充									
8	絵本・読書スペースの充実	拡充									
9	保育士、幼稚園教諭等の研修 (読み聞かせの技術の習得など)	拡充									
10	保護者への子ども読書活動の啓発	新規									
11	保護者の参加・ボランティアとの連携・協力	拡充									
3 学校における読書活動の推進											
12	一斉読書活動の充実 (全校実施、全学年での実施)	継続									
13	読書指導計画の策定(図書館利用の計画的指導、読書週間等関連事業の実施)	継続									

番号	項目 (内容)	実施区分	行政の担当・主管課							ボランティアとの 連携協力状況
			児童センター(館)	児童育成課	支援センター	保育課 子育て	保健センター	健康増進課	教育総務課	
3 学校における読書活動の推進(つづき)										
14	学校図書館の環境整備・充実 (学校図書館図書基準の達成)	拡充								
15	図書館運営の向上(教職員間の連携)	拡充								
16	学校図書司書補助員の配置(司書補助員の の全校配置、司書の人材育成)	継続								
17	司書教諭等の研修・研究等の実施	継続								
18	学校図書館の蔵書データベース化	拡充								
19	保護者、ボランティアとの連携・協力	拡充								
20	市立図書館との連携 (団体貸出、特別貸出、図書館見学等)	拡充								
4 公立図書館における読書活動の推進										
21	資料・施設の充実	継続								
22	情報化の推進	継続								
23	年齢に応じた資料の提供サービスの充実	継続								
24	図書館事業各種事業の充実(お話し会、 図書館まつり等での読書機会の提供)	継続								
25	特別な支援を必要とする子どもの支援	継続								
26	学校との連携・支援 (団体貸出、司書等への指導・協力)	継続								
27	帰国児童生徒等の読書活動支援	継続								
28	専門的人材の育成・配置 (図書館司書の育成)	拡充								
29	ボランティアとの連携・支援(ブックスタート、 お話し会での協力・ボランティアの研修)	拡充								

【基本方針】市立図書館及び学校図書館、ボランティアの連携・協力

子ども読書活動を推進するうえで、特に小中学生にとって一番身近な学校図書館の活用が期待されますが、学校によって読書環境の整備、読書活動の取り組み状況は様々です。その格差を少しでも解消するため、市立図書館、学校図書館そしてボランティアの連携・協力が不可欠です。

市立図書館は、子どもの読書活動や学習活動を支援できる資源を持っています。現在市立図書館が行っている「団体貸出」や「特別貸出」を利用することで、子どもたちはたくさん本に出会い、調べ学習についてもより多くの資料を活用することができます。

他にも、市立図書館では小中学生に図書館への関心を持ってもらうため、図書館見学や職場体験を受け入れています。また、子ども向けの講座やお話し会などのイベントを開催し、学校図書館だけでなく、市立図書館にも親しみをもってもらい、より多く本に触れる機会を提供していくことが大切です。

また、市立図書館や学校図書館において読み聞かせやお話し会など、ボランティアの活躍が見られるため、今後もボランティアとの連携により、地域の力を活かしながら、子どもに親しみを与え、子どもの読書活動をより充実させることが必要となります。

団体貸出・特別貸出の利用促進

一斉読書などに使われる本として一定量の図書を学期ごとに学校へ貸し出す「団体貸出」やお話し会、調べ学習のための「特別貸出」の活用を促進します。それに伴い、市立図書館では、学校図書館に貸し出す資料の収集・整備に努め、また市立図書館の資料情報の提供を行います。

市立図書館の活用

学校の校外授業や体験学習などの場として市立図書館を活用し、子どもたちに図書館に興味・関心を持たせ、読書意欲を高めます。また市立図書館では、図書館の利用案内の機会として捉え、学校図書館だけでなく、市立図書館にも子どもたちが来館し、多くの本に触れ、読書活動がより活発になるよう推進します。

ボランティアとの連携・協力の推進

ブックスタート、市立図書館や学校図書館における各種事業や、保育所や幼稚園、その他の施設においても、積極的にボランティアの能力を活用し、協力して子ども読書の推進に努めます。また、「子ども読書に関わるボランティア」の育成やレベルアップのための研修・交流を実施し、ボランティア活動を推進します。

【基本方針】子ども読書活動に関する理解のための啓発

子どもの読書活動を推進するためには、子どもの読書活動の意義や必要性について、広報活動を行い、保護者や地域の「子ども読書活動」に対する理解と関心を深める必要があります。

このため、読書に関する事業の開催、優良な活動をしている団体の奨励、読書活動推進のための事業紹介等、広報活動の充実を図ります。また、この計画を推進するため、関係団体との連携を図り、効果的な啓発活動を行います。

読書に関する事業の開催

「子ども読書の日(4月23日)」を中心とした事業を実施し、市民へ情報提供をするとともに、各関係団体との連携イベントを開催するなど、効果的な啓発活動を行います。

優良団体の奨励・表彰

特色ある優れた読書活動を行っている学校やボランティア団体等を広く紹介するとともに顕彰し、関係者の意欲を高め、活動の奨励・振興に取り組みます。

読書活動推進のための事業の紹介

「広報いいづか」や図書館だより、学校図書館だより、ホームページなどによる情報提供に努めます。図書館の利用方法や催しの紹介、新刊紹介など、読書に関心を持たせ、図書館の積極的な活用を促します。



第4章 より良い計画推進のために

計画の具体的な取り組みについては、家庭・地域、保育所・幼稚園、学校、図書館など、それぞれの場所で行われていますが、これらの取り組みを飯塚市として効果的に推進していくために、飯塚市子ども読書活動推進計画策定に携わった各関係部署や子ども読書活動を推進する団体などと、子ども読書活動の進捗状況の把握や意見交換等を行うため、連絡会議(仮称)を毎年開催します。この会議では次計画の策定の基礎となる総合的な意見を求めていきます。



【用語解説】

1 OECD 生徒の学習到達度調査

OECD（経済協力開発機構）の参加国等が共同して国際的に開発した15歳児を対象とする学習到達度問題を実施し、読解力、数学的リテラシー、科学的リテラシーを主要3分野とした調査。義務教育終了段階の15歳児が持っている知識や、技術を実生活の様々な場面で直面する課題にどの程度活用できるかどうかを調査するもの。2000年から以降3年ごとのサイクルで調査を実施している。

2 ブックスタート

1992年に、英国バーミンガムで「本を通して赤ちゃんとおもしろいひとときを分かち合う」ことを応援する運動として、教育基金団体であるブックトラストが推進母体となり、バーミンガム中央図書館、南バーミンガム保健局、バーミンガム大学教育学部が協力して、始まった活動。日本では2000年「子ども読書年」を機に、2001年4月に「ブックスタート支援センター」が発足した。

飯塚市では、ブックスタートを赤ちゃんの4ヵ月児検診時に、赤ちゃん絵本、アドバイス集、絵本のリスト、地域の情報冊子などが入ったブックスタートパックを、赤ちゃんとお本を開く時間の楽しさや大切さについてのメッセージをそえて手渡す運動となっている。

3 読み聞かせ

子どもに絵本や紙芝居を見せながら、語り手が活字の部分を読んで本の内容を伝える。

4 特別貸出

市立図書館では、調べ学習や総合学習等の教科にとらわれない学習活動等やお話し会等の行事運営、校内活動のため、図書館の資料を貸出すもの。他に、児童施設、保健福祉施設、図書館ボランティア、行政機関等への団体貸出もある。

5 学校読書調査

毎日新聞社が毎年、社団法人全国学校図書館協議会の協力を得て、全国の小学校4年生から高校生までを対象に行っている「学校読書調査」。

6 学校図書司書補助員

学校図書館の仕事を主として行っている事務職員。教員や司書教諭と連携しながら、教科に必要な資料を準備し、資料提供を行っている。直接子どもと接するため、子どもとお本をつなぐ役割をも担っている。

7 ブックトーク

特定のテーマに沿って、複数の本を順序良く組み合わせ、あらすじや著者紹介などを交えて紹介し、本への興味を起こさせるのを目的とした本の紹介の手法。

資料編（用語解説）

8 読書週間

終戦まもない昭和22年、「読書の力によって、平和な文化国家をつくろう」という決意のもと、出版社・取次会社、書店、公共図書館、新聞・放送のマスコミ機関も加わり11月17日から第1回「読書週間」が始まり、その反響がすばらしく、翌年の第2回からは期間を10月27日から11月9日（文化の日を中心にした2週間）と定められ、これが全国に広がったもの。

9 子どもの読書の日

子どもの読書活動の推進に関する法律に基づき制定され、国や地方公共団体に対し、子どもが本と出会うための事業を実施するよう求めている。

10 学校図書館図書標準

公立義務教育諸学校の学級数による学校図書館に整備すべき蔵書の標準として、平成5年3月に文部科学省が定めたもの。

11 読書スタンプラリー

子どもたちに読書及び図書館利用のきっかけづくりとして、「どくしょカード」を配布し、実施期間中に本を借りると、1冊につきスタンプ1個がもらえ、30個でカードが完成（完走）となり、完走者にはメダルなどの景品を贈るもの。

12 団体貸出

市立図書館では、学校図書館で所蔵する資料の補完的役割を果たすため、1回につき300冊まで1学期間貸出すもの。他に、児童施設、保健福祉施設への団体貸出もある。

13 学校貸出図書セット

福岡県立図書館が、学校における読書活動の推進を図るため、あらかじめ設定したテーマ毎に図書を選び、クラス単位で活用できるようにセット（1セット40冊）にして、学校に貸出す事業のセット。

14 調べ学習

子どもの生きる力を養うために、現在の学校教育で行われている、学習方法。あるテーマについて図書や、雑誌・新聞、インターネット情報等の資料から、必要な情報を引き出し、活用する学習のスタイル。

15 いいづか生涯学習ボランティアネットワーク事業

飯塚市が行なっているそれぞれの知識・知恵や特技を生かした登録制のボランティア派遣事業。読み聞かせや朗読のボランティアとしての登録者もあり、学校や公民館、地域活動などで活躍している。

16 ストーリーテリング（ ）

本を読むのではなく、語り手が物語を覚えたうえで、聞き手に向かって語りかけるもの。（素語り）

資料編（用語解説）

17 レファレンスサービス

情報を求めている顕在的、潜在的利用者に対して、回答となる情報を提供したり、回答の含まれる情報源を指示・提供したりする図書館の利用サービス。

18 選書

図書館が受入れる図書その他の資料を選定すること。すでに所蔵している蔵書全体とのバランス、利用頻度、利用パターン等、館の独自性をも考慮に入れた一定の方針に基づいて行うこと。市立図書館の司書が専門知識を生かして構成していくもの。

19 ヤングアダルト(YA)

おおむね12歳から18歳までの青年期利用者に対して、公共図書館が使用している言葉。

20 インターンシップ

在学中の学生が企業などの職場で、自分の選考学科や将来の進路に関する就業体験を一定期間行い、体験を積むこと。

21 母語

幼時に母親などから自然な状態で習得する言語。母国語というと国家意識が加わる。

子どもの読書活動の推進に関する法律

（平成 13 年 12 月 12 日法律第 154 号）

（目的）

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

（基本理念）

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

（国の責務）

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（事業者の努力）

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

（保護者の役割）

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

（関係機関等との連携強化）

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進

に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

（子ども読書活動推進基本計画）

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

（都道府県子ども読書活動推進計画等）

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

（子ども読書の日）

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

- 3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

子どもの読書活動の推進に関する法律に対する付帯決議（衆議院文部科学委員会）

政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

- 1 本法は、子どもの自主的な読書活動が推進されるよう必要な施策を講じて環境を整備していくものであり、行政が不当に干渉することのないようにすること。
- 2 民意を反映し、子ども読書活動推進基本計画を速やかに策定し、子どもの読書活動の推進に関する施策の確立とその具体化に努めること。
- 3 子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、本と親しみ、本を楽しむことができる環境づくりのため、学校図書館、公共図書館等の整備充実に努めること。
- 4 学校図書館、公共図書館等が図書を購入するに当たっては、その自主性を尊重すること。
- 5 子どもの健やかな成長に資する書籍等については、事業者がそれぞれの自主的判断に基づき提供に努めるようにすること。
- 6 国及び地方公共団体が実施する子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業への子どもの参加については、その自主性を尊重すること。

文字・活字文化振興法

（平成 17 年 7 月 29 日法律第 91 号）

(目的)

第一条 この法律は、文字・活字文化が、人類が長い歴史の中で蓄積してきた知識及び知恵の継承及び向上、豊かな人間性の涵(かん)養並びに健全な民主主義の発達に

欠くことのできないものであることにかんがみ、文字・活字文化の振興に関する基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、文字・活字文化の振興に関する必要な事項を定めることにより、我が国における文字・活字文化の振興に関する施策の総合的な推進を図り、もって知的で心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「文字・活字文化」とは、活字その他の文字を用いて表現されたもの(以下この条において「文章」という。)を読み、及び書くことを中心として行われる精神的な活動、出版活動その他の文章を人に提供するための活動並びに出版物その他のこれらの活動の文化的所産をいう。

(基本理念)

- 第三条 文字・活字文化の振興に関する施策の推進は、すべての国民が、その自主性を尊重されつつ、生涯にわたり、地域、学校、家庭その他の様々な場において、居住する地域、身体的な条件その他の要因にかかわらず、等しく豊かな文字・活字文化の恵沢を享受できる環境を整備することを旨として、行われなければならない。
- 2 文字・活字文化の振興に当たっては、国語が日本文化の基盤であることに十分配慮されなければならない。
 - 3 学校教育においては、すべての国民が文字・活字文化の恵沢を享受することができるようにするため、その教育の課程の全体を通じて、読む力及び書く力並びにこれらの力を基礎とする言語に関する能力(以下「言語力」という。)の涵(かん)養に十分配慮されなければならない。

(国の責務)

第四条 国は、前条の基本理念(次条において「基本理念」という。)にのっとり、文字・活字文化の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、文字・活字文化の振興に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(関係機関等との連携強化)

第六条 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に

資料編（関連法令）

関する施策が円滑に実施されるよう、図書館、教育機関その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(地域における文字・活字文化の振興)

第七条 市町村は、図書館奉仕に対する住民の需要に適切に対応できるようにするため、必要な数の公立図書館を設置し、及び適切に配置するよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、公立図書館が住民に対して適切な図書館奉仕を提供することができるよう、司書の充実等の人的体制の整備、図書館資料の充実、情報化の推進等の物的条件の整備その他の公立図書館の運営の改善及び向上のために必要な施策を講ずるものとする。

3 国及び地方公共団体は、大学その他の教育機関が行う図書館の一般公衆への開放、文字・活字文化に係る公開講座の開設その他の地域における文字・活字文化の振興に貢献する活動を促進するため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

4 前三項に定めるもののほか、国及び地方公共団体は、地域における文字・活字文化の振興を図るため、文字・活字文化の振興に資する活動を行う民間団体の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(学校教育における言語力の涵(かん)養)

第八条 国及び地方公共団体は、学校教育において言語力の涵(かん)養が十分に図られるよう、効果的な手法の普及その他の教育方法の改善のために必要な施策を講ずるとともに、教育職員の養成及び研修の内容の充実その他のその資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、学校教育における言語力の涵(かん)養に資する環境の整備充実を図るため、司書教諭及び学校図書館に関する業務を担当するその他の職員の充実等の人的体制の整備、学校図書館の図書館資料の充実及び情報化の推進等の物的条件の整備等に関し必要な施策を講ずるものとする。

(文字・活字文化の国際交流)

第九条 国は、できる限り多様な国の文字・活字文化が国民に提供されるようにするとともに我が国の文字・活字文化の海外への発信を促進するため、我が国においてその文化が広く知られていない外国の出版物の日本語へ

の翻訳の支援、日本語の出版物の外国語への翻訳の支援その他の文字・活字文化の国際交流を促進するために必要な施策を講ずるものとする。

(学術的出版物の普及)

第十条 国は、学術的出版物の普及が一般に困難であることにかんがみ、学術研究の成果についての出版の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文字・活字文化の日)

第十一条 国民の間に広く文字・活字文化についての関心と理解を深めるようにするため、文字・活字文化の日を設ける。

2 文字・活字文化の日は、十月二十七日とする。

3 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の日には、その趣旨にふさわしい行事が実施されるよう努めるものとする。

(財政上の措置等)

第十二条 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

小・中学校児童・生徒調査

調査の概要

1 調査の目的

本調査は、子ども読書活動推進計画の策定に資することを目的とし、小・中学校児童・生徒の読書活動の現状を把握するため、「読書に関する調査」を実施しました。

2 調査対象者

市立小学校22校中10校の4年生～6年生の児童

市内中学校12校中6校の全学年の生徒

3 調査方法

調査の対象とする市内の小中学校に依頼し、アンケート配布・回収を行なってもらった。

4 調査期間

平成20年12月

標本構成

小学校調査対象児童

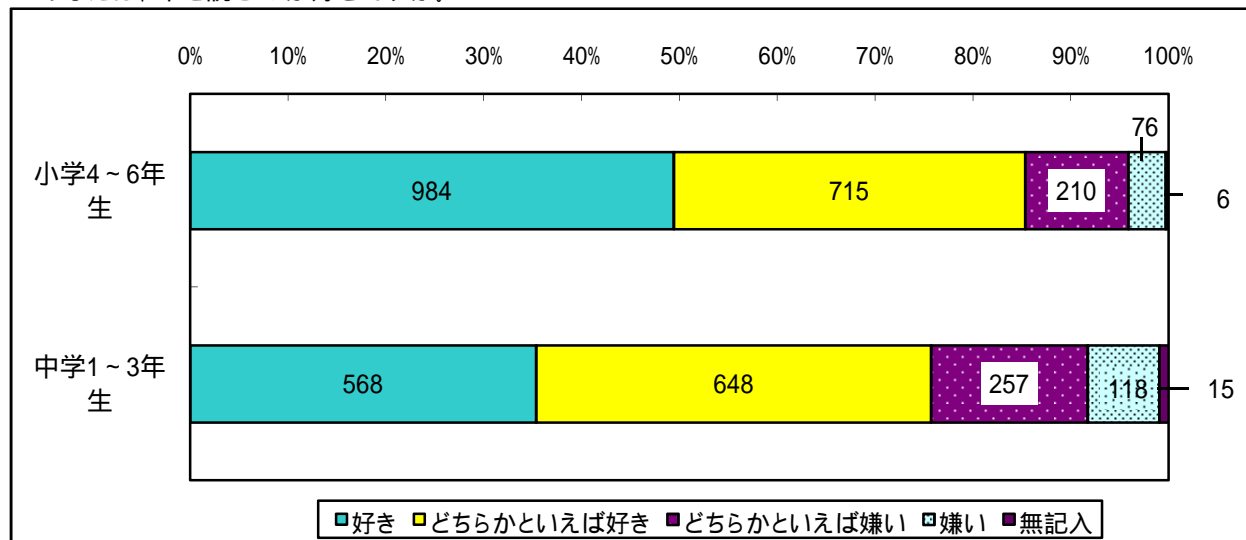
調査対象学校数	小学4年生	小学5年生	小学6年生	無記入	合計
10校	663人	699人	626人	3人	1991人

中学校調査対象生徒

調査対象学校数	中学1年生	中学2年生	中学3年生	無記入	合計
6校	533人	542人	517人	14人	1606人

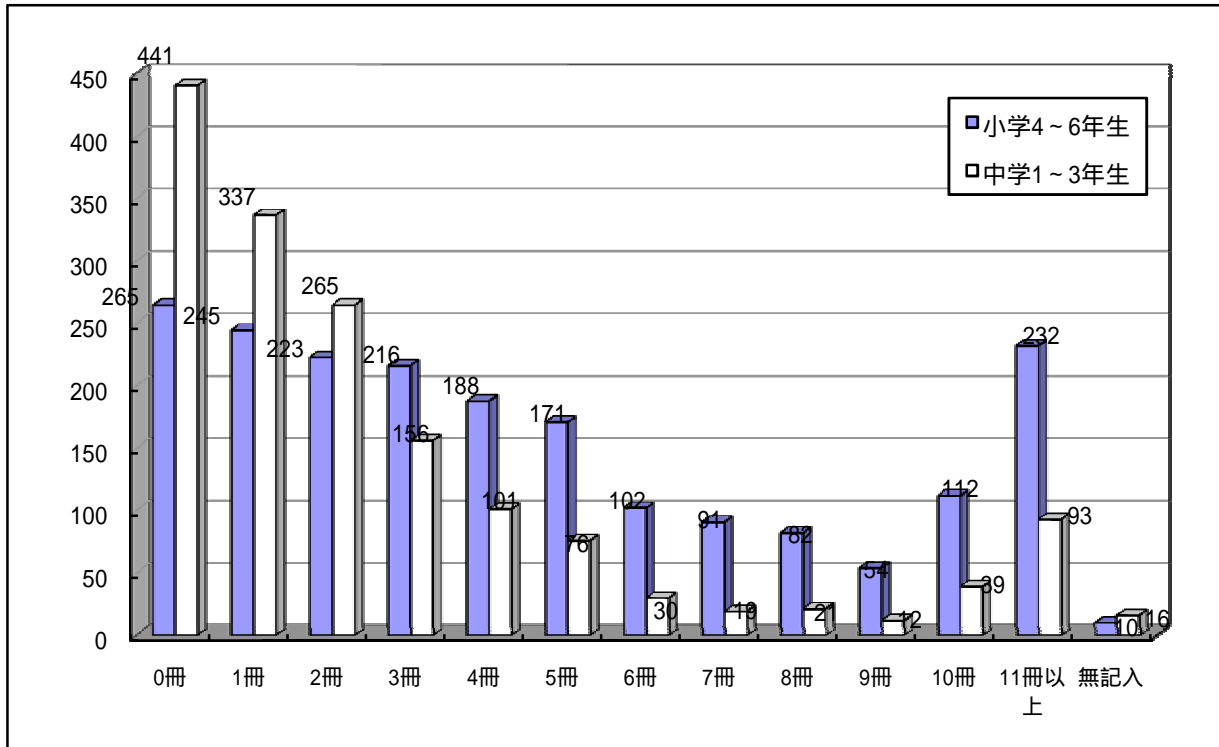
子ども読書活動に関する意識

Q1 あなたは、本を読むのが好きですか。

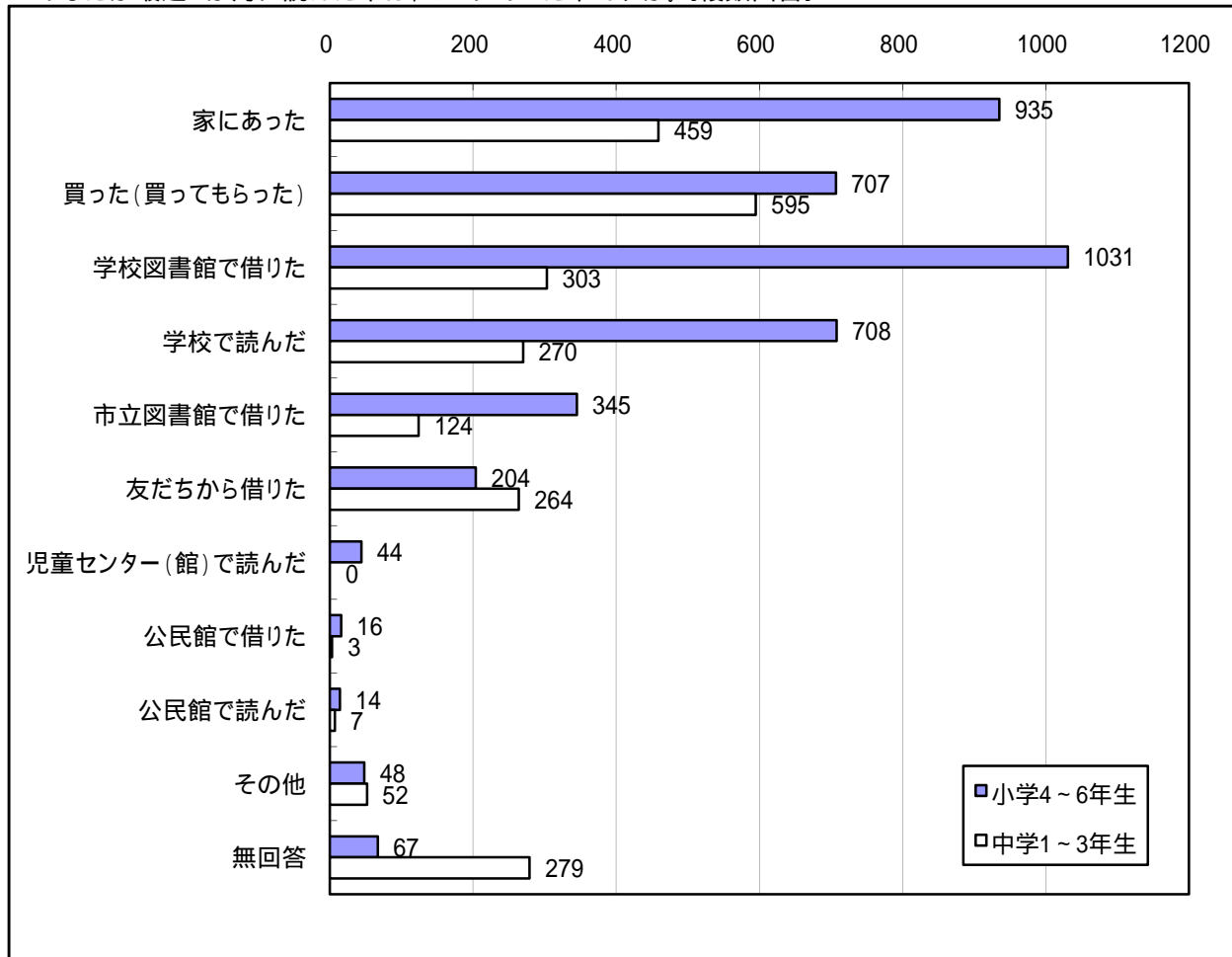


資料編(アンケート調査)

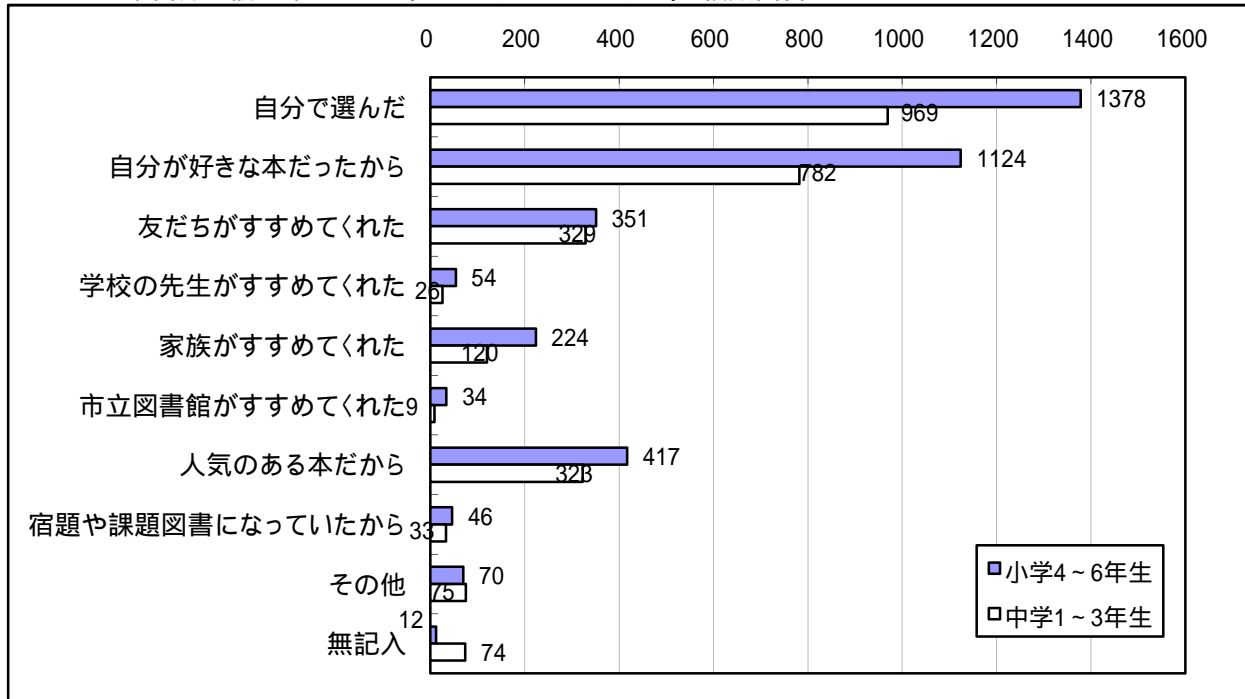
Q2 あなたは、最近1か月に家庭で何冊本を読みましたか。



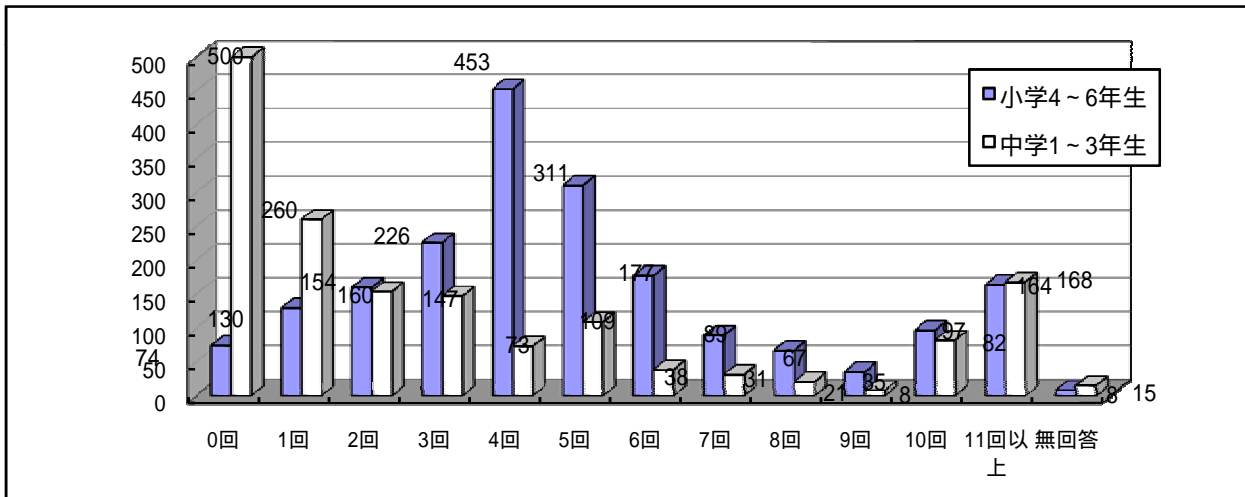
Q3 あなたが最近1か月に読んだ本は、どこにあった本ですか。【複数回答】



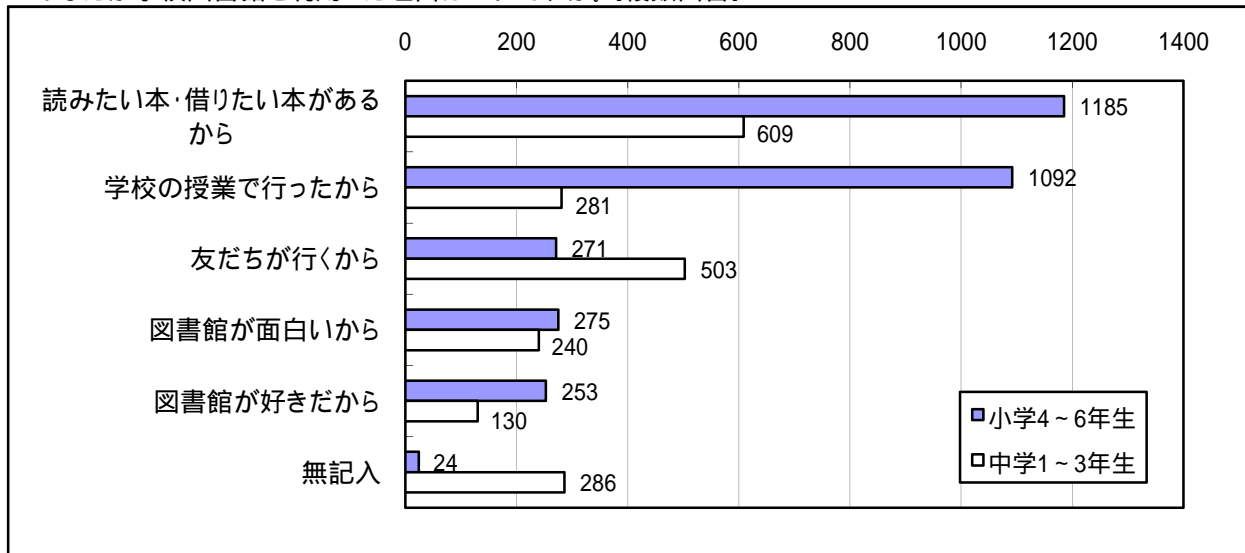
Q4 あなたは、自分が読む本をどのようにして選んでいますか。【複数回答】



Q5 あなたは、最近1か月間に何回、学校図書館に行きましたか。

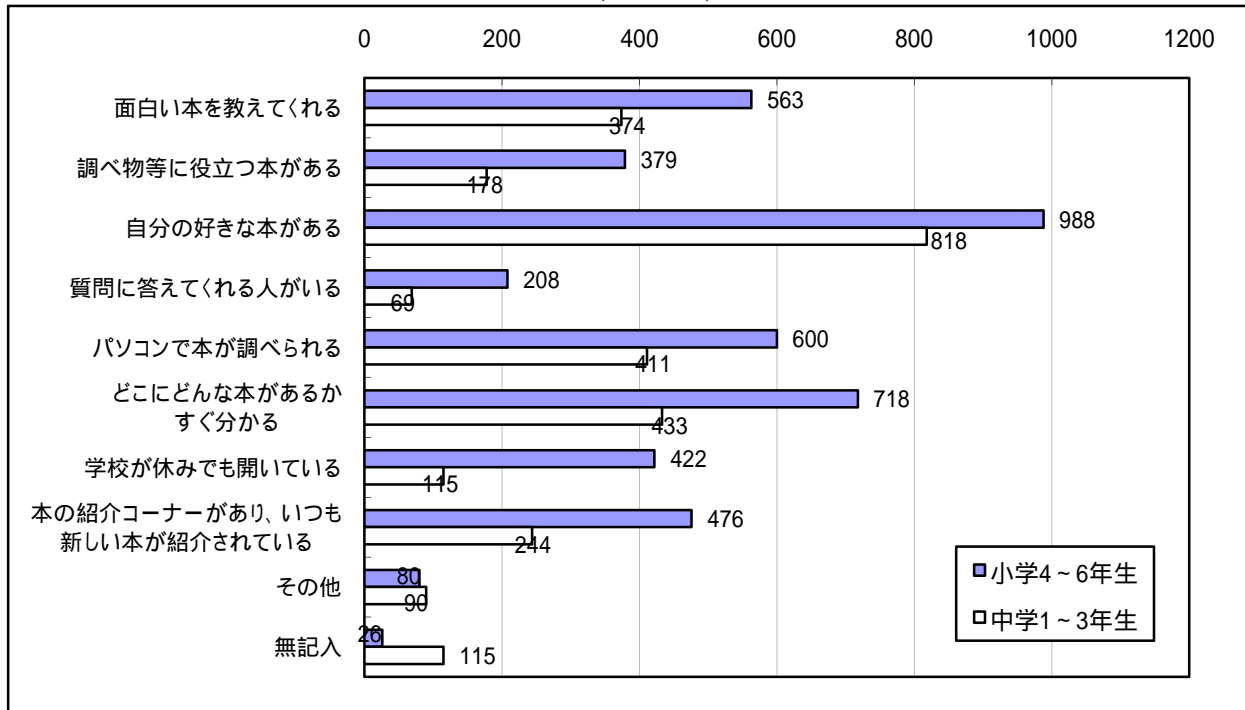


Q6 あなたが学校図書館を利用した理由はどれですか。【複数回答】

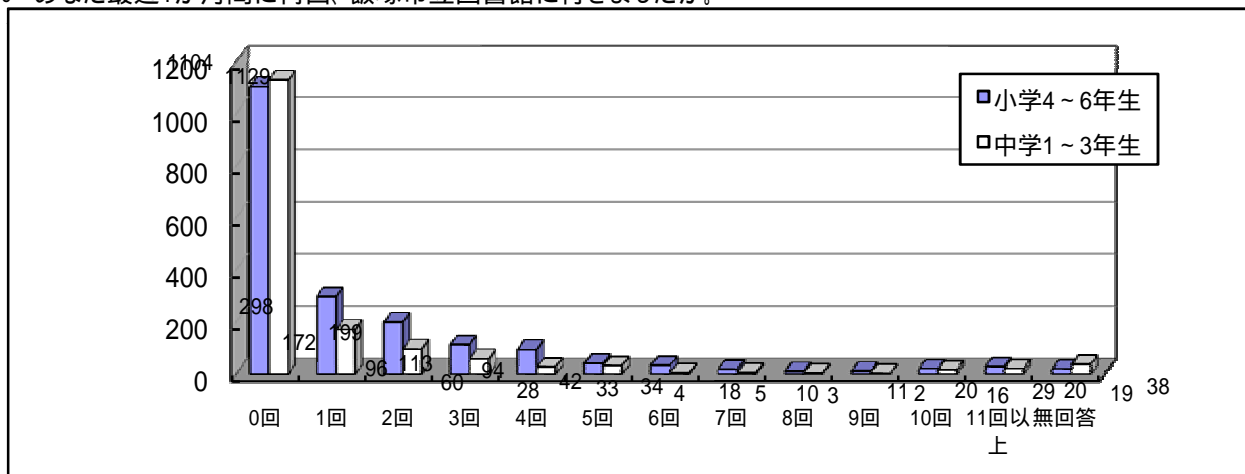


資料編(アンケート調査)

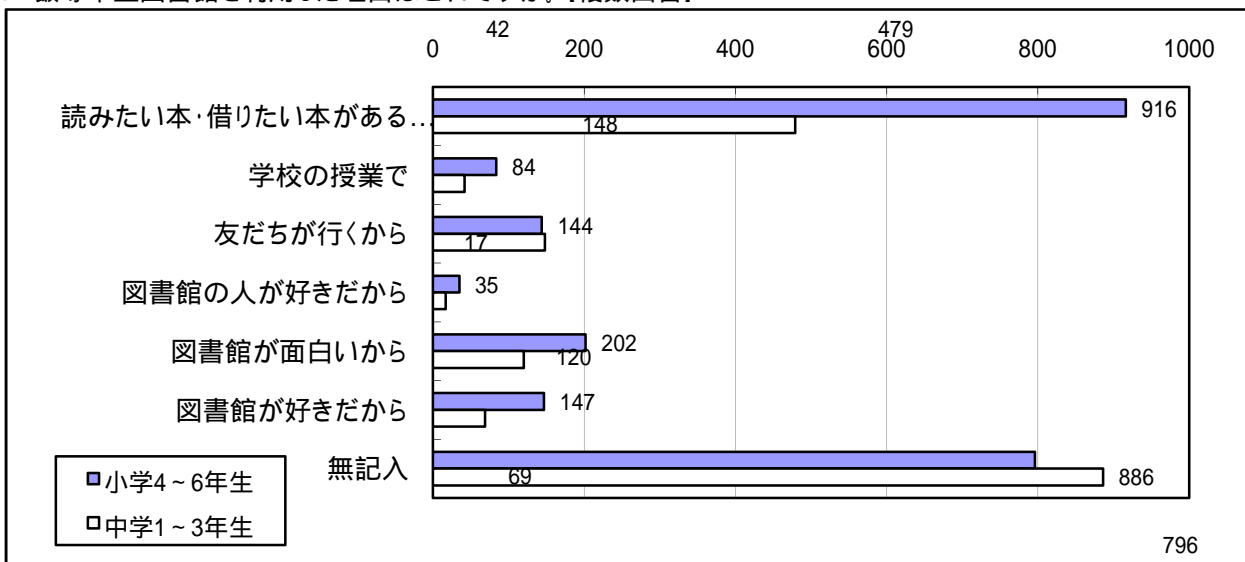
Q7 あなたが自分の学校図書館にして欲しいと思うこと(望むこと)は何ですか。【複数回答】



Q8 あなた最近1か月間に何回、飯塚市立図書館に行きましたか。

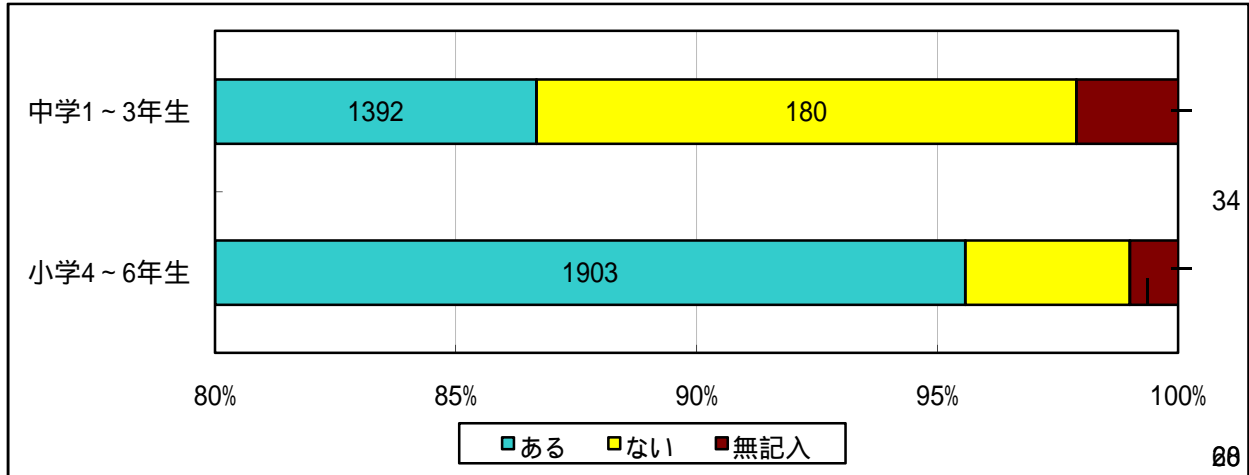


Q9 飯塚市立図書館を利用した理由はどれですか。【複数回答】

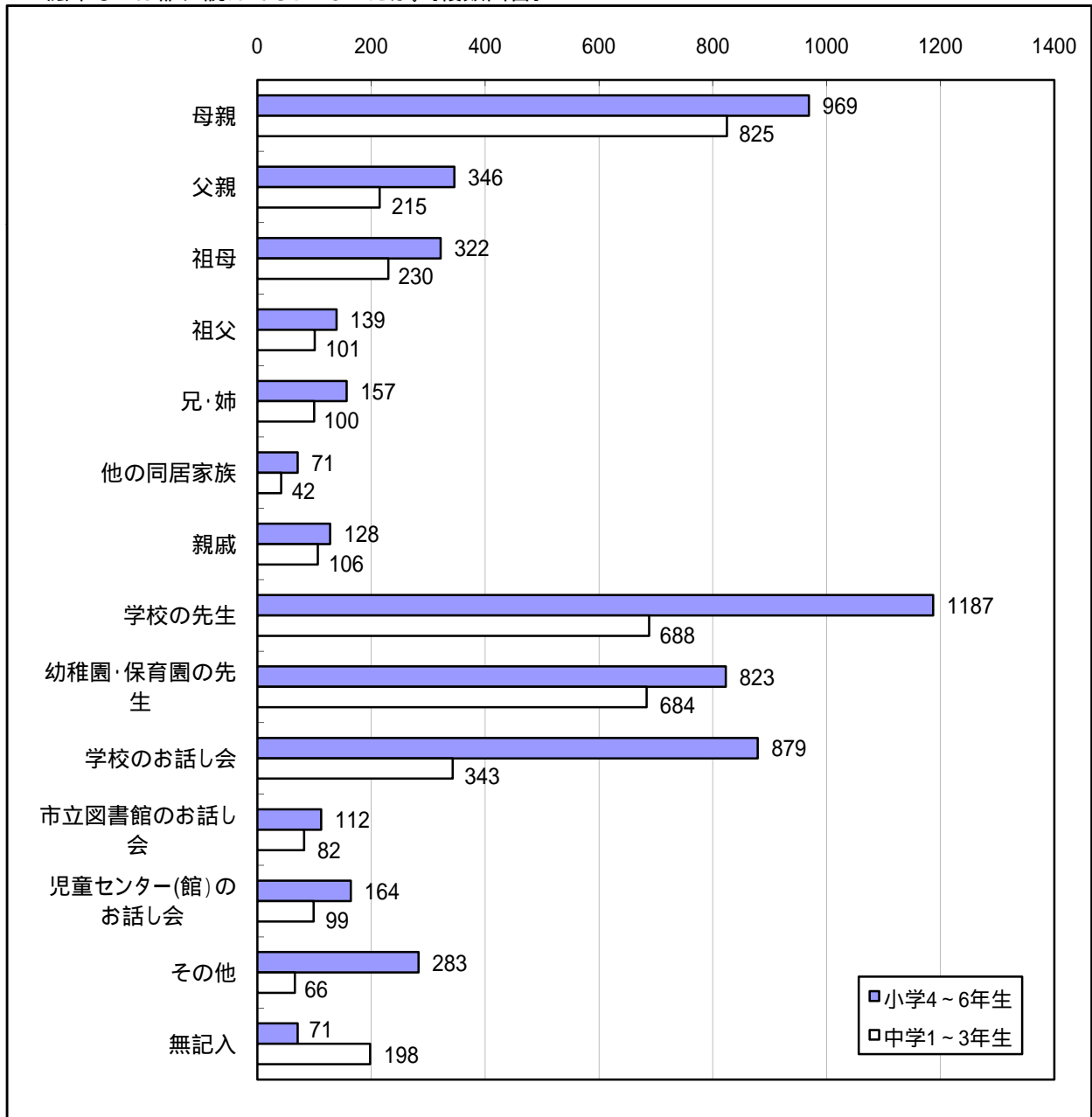


796

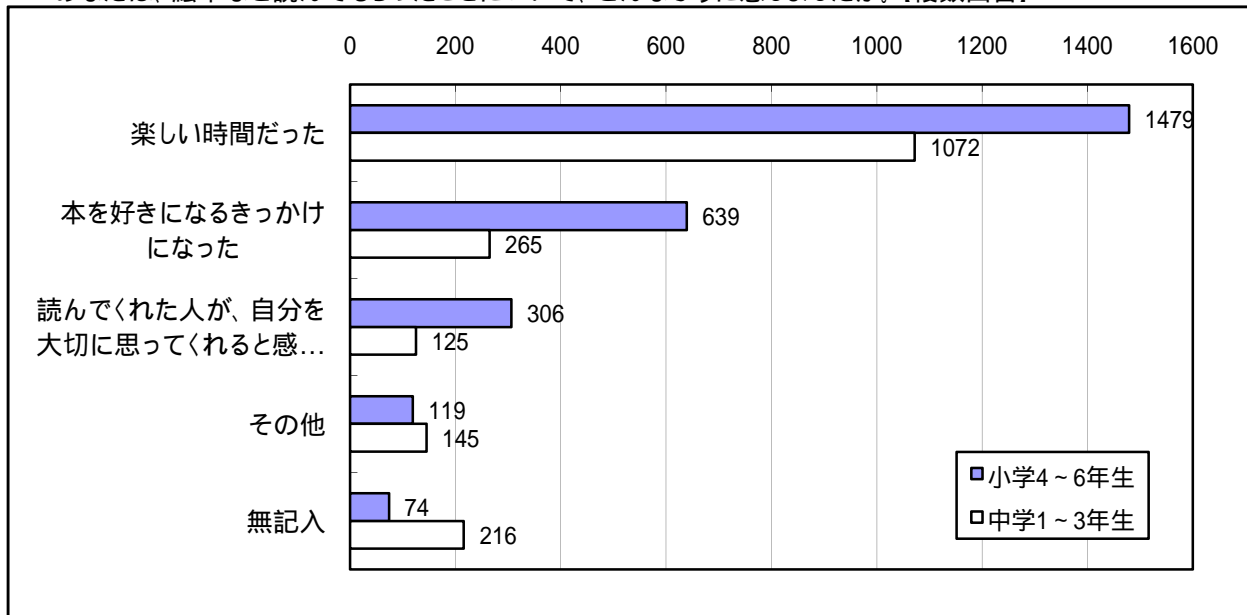
Q10 絵本などを読んでもらったことはありますか。



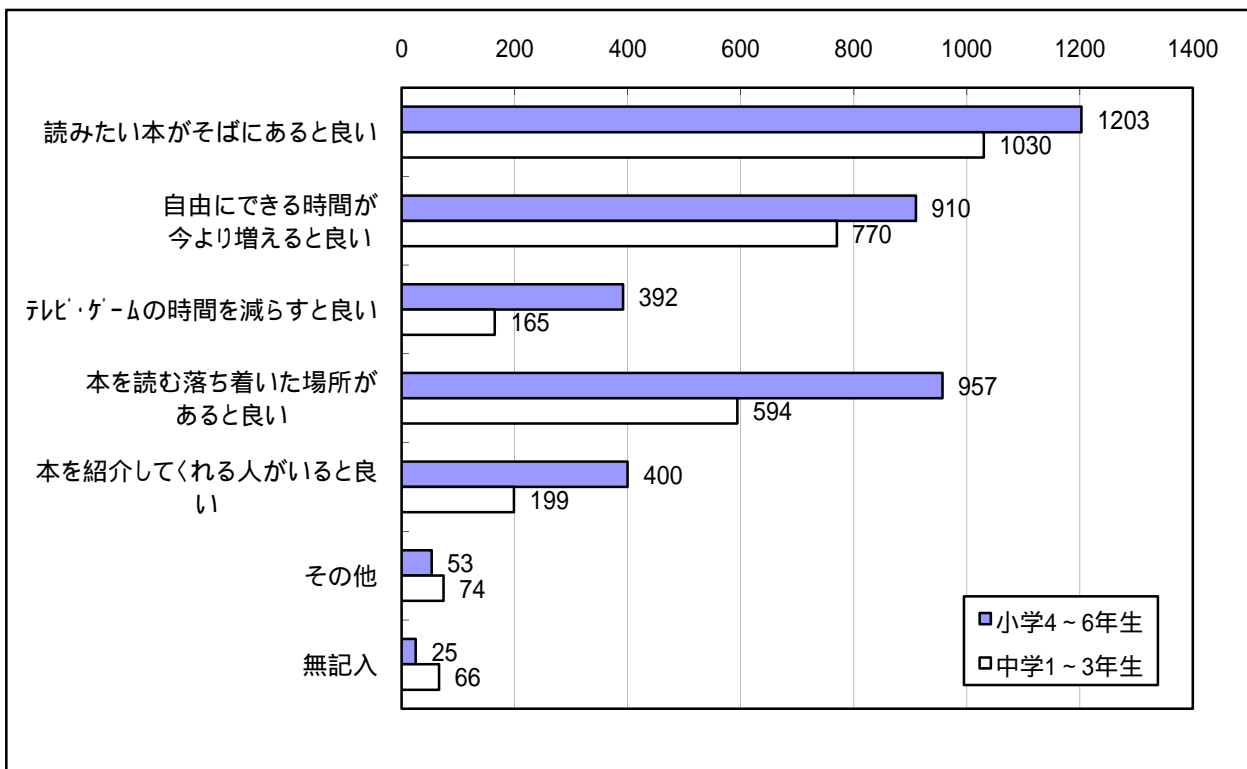
Q11 絵本などは誰に読んでもらいましたか。【複数回答】



Q12 あなたは、絵本など読んでもらったことについて、どんなふうに感じましたか。【複数回答】



Q13 あなたは、どうすれば今までより、たくさん本が読めるようになりますか。【複数回答】



子どもの読書活動に関する調査(就学前)

【平成22年8月1日現在】

問1 施設には絵本や紙芝居など、どのくらい(冊数)ありますか。

ある	ない
20	0

施設の蔵書数(20施設)

最多冊数	最小冊数	平均冊数
1800	60	705.9

幼稚園(3施設)

最多冊数	最小冊数	平均冊数
1281	392	857.7

保育所(12施設)

最多冊数	最小冊数	平均冊数
1800	200	888.8

子育て支援センター(5施設)

最多冊数	最小冊数	平均冊数
389	60	175.8

問2 施設の絵本や紙芝居など、保護者に貸し出しを行っていますか。

行っている	行っていない	貸し出しを検討中
16	4	0

問3 飯塚市立図書館からの特別貸出を利用していますか。

利用している	利用していない	利用を検討中	知らない
13	7	0	0

問4 施設で児童に絵本や紙芝居を使った「読み聞かせ・お話し会」を行っていますか。

はい
20

4-① どのくらいの頻度で行っていますか。

毎日	定期的に
20	0

4-② 読み聞かせボランティア等の参加はありますか。

ある	ない
8	12

4-③ 保護者の参加はありますか。

ある	ない
9	11

いいえ
0

4-④ 今後読み聞かせやお話し会をする予定・計画はありますか。

ある	ない
0	0

資料編

飯塚市子ども読書活動推進計画策定委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、飯塚市附属機関の設置に関する条例(平成18年飯塚市条例第21号)第3条の規定に基づき、飯塚市子ども読書活動推進計画策定委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 飯塚市子ども読書活動推進計画の策定に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、計画に関して必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、子どもの読書活動に関する学識経験を有する者及び各種団体並びに行政関係者から、飯塚市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が委嘱し、又は任命する。

(任期)

第5条 委員の任期は、1年間とする。

- 2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員が委嘱され、又は任命されたときにおける当該身分又は要件を欠くに至ったときは、その委員は解嘱され、又は解任されたものとみなす。

(委員長及び副委員長)

第6条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、委員会を主宰し、会議の議長となる。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代行する。

(委員会の開催)

第7条 委員会は、委員長が召集する。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 4 委員会は、必要に応じて関係者等の出席を要請し、その説明又は意見を求めることができる。

(部会)

第8条 委員会は、必要に応じて部会を置くことができる。

(事務局)

第9条 委員会の事務局は、教育委員会生涯学習課に置く。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

飯塚市子ども読書活動推進計画策定委員会名簿

選出区分	所 属	氏 名	
学識経験者	図書館運営協議会委員	萬 田 喜 利	委員長
	(前図書館運営協議会委員)	(野見山 淑)	(前委員長)
	ブックスタートボランティア	高 田 由 美	
	図書館ボランティア	松 隈 英 子	
社会教育関係者	福岡県立図書館企画協力課長	中 野 里 恵	
	福岡県筑豊教育事務所社会教育室社会教育主事	石 場 広 規	
	(前福岡県筑豊教育事務所社会教育室社会教育主事)	(牛 島 俊 成)	
飯塚市行政関係者	児童育成課長	月 松 一 也	副委員長
	保育課長	吉 原 文 明	
	(前保育課長)	(高 倉 孝)	(前副委員長)
	学校教育課長	西 大 輔	
	(前学校教育課長)	(片 峯 誠)	
	教育総務課長	安 永 明 人	
生涯学習課長	千代田 一 敏		

* ()については、委員の変更を示しています。

* 事務局：教育委員会生涯学習部生涯学習課生涯学習・図書館グループ

飯塚市子ども読書活動推進計画策定の経緯

月 日	内 容
平成 20 年 8 月 22 日	飯塚市子どもの読書活動推進計画検討委員会第 1 回 飯塚市子ども読書活動推進計画策定について
平成 20 年 10 月 21 日	飯塚市子どもの読書活動推進計画検討委員会第 2 回 飯塚市の子どもの読書活動調査の実施について
平成 20 年 12 月	小・中学校図書館調査、読書に関する調査（小・中学校児童・生徒） 子ども読書活動関連事業調査
平成 21 年 4 月	読書に関する調査（図書館利用者）
平成 22 年 2 月 3 日	平成 21 年度第 1 回子ども読書活動推進計画策定委員会 飯塚市子ども読書活動推進計画策定について
平成 22 年 2 月 26 日	平成 21 年度第 2 回子ども読書活動推進計画策定委員会 推進計画の素案について
平成 22 年 5 月 25 日	平成 22 年度第 1 回子ども読書活動推進計画策定委員会 学校図書館（椋本小学校、飯塚東小学校、庄内小学校） 図書スペース（頼田保育所）の視察
平成 22 年 7 月 23 日	平成 22 年度第 2 回子ども読書活動推進計画策定委員会 推進計画の原案について
平成 22 年 8 月	読書に関する追加調査（就学前）
平成 22 年 8 月 31 日	平成 22 年度第 3 回子ども読書活動推進計画策定委員会 推進計画の修正案について
平成 22 年 9 月	飯塚市子ども読書活動推進計画 答申

